

## 「日の丸・君が代」強制反対ホットラインとは？

今年の卒業式で大阪府教委は、昨年府議会で成立した「君が代」起立斉唱条例にもとずいて、全府立学校教職員に対して「君が代」起立強制的職務命令を出しました。橋下市長の大阪市教委も、起立の「指導」に従わない教職員に対して職務命令を出すように通知をだしました。大阪ではこれまでになく、強制が強められています。

さらに教職員のみならず、子どもたちに「大きな声で歌う」ことまで強制する段階に入っています。「国旗・国歌法」制定時の政府見解(決して強制するものではない)はどこに行ったのでしょうか？

このホットラインは、「日の丸・君が代」の強制によって予想される人権侵害をそのままにはおけない、という思いから2000年にスタートしました。これまでに、メールやファックスによる訴えが教職員や保護者・子どもたちから寄せられ、弁護士を交えた相談も行いながら、重大な問題については教育委員会への申し入れ、校長との話し合いにとりくんできました。もし、「日の丸・君が代」の強制による思想・良心の自由への侵害が行われたとき、ぜひホットラインへ相談して下さい。

### ホットラインへの相談

FAX: 06-6942-2444

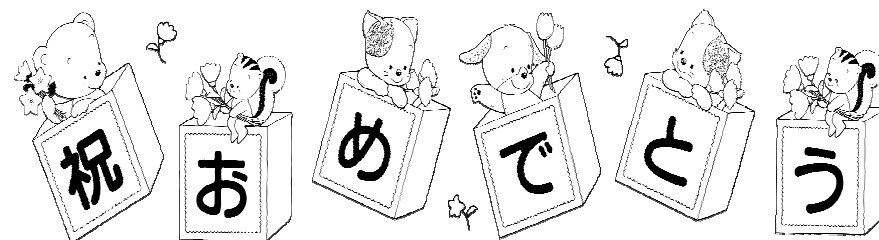
ホームページ 「日の丸・君が代」ホットライン  
で検索

メール: hinokimiosk@yahoo.co.jp

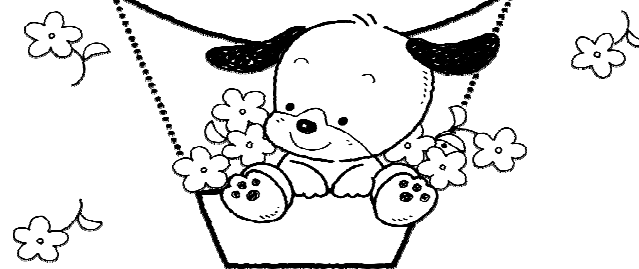
※別に弁護士との相談会を設けています。

大阪での最新の情報は、ブログとツイッターに随時掲載中！

アドレス ブログ [教育基本条例NO!](#)で検索  
ツイッター [ツイッターザザ](#)で検索



新たな出発を  
自分らしく



教えるとは 希望を語ること。学ぶとは 誠実を胸に刻むこと。  
(ルイ・アラゴン)

「日の丸・君が代」強制反対ホットライン大阪

## 児童・生徒のみなさんへ

あなたの参加する卒業式・入学式では、壇上に「日の丸」がかかげられ、「君が代」斉唱が行われようとしています。

でも、もし、あなたがいやだと思えば、歌う義務はありません。むりやり立たせたり、歌わせたりすることは誰にもできないのです。あなたの心の中のこと、あなた自身が決めることなのです。それは、憲法と「子どもの権利条約」に守られたあなたの大切な権利だからです。大阪弁護士会も、あなたに「歌わない自由」「起立しない自由」があることを事前に説明し、思想・良心の自由を十分尊重するよう、学校の校長に「勧告」しています（2005.3.10）。



卒業式・入学式に「日の丸」「君が代」が必要かどうか、これは、あなたに直接関わる問題です。どうしたいのか、自分たちの権利として学校に意見を言うことができます。

学校は、皆さんの意見を聞く機会を作らなければならないし、そこで出された意見を重視しなければならないのです。自分の意見を言うことも、「子どもの権利条約」第12条に決められた、あなたの大切な権利です。

### 子どもの権利条約第12条（意見表明権）

1. 締約国は、自己の見解をまとめる力のある子どもに対して、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障する。その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される。
2. この目的のため、子どもは、とくに、国内法の手続規則と一致する方法で、自己に影響を与えるいかなる司法的および行政的手続においても、直接にまたは代理人もしくは適当な団体を通じて聴聞される機会を与えられる。

## 保護者のみなさんへ

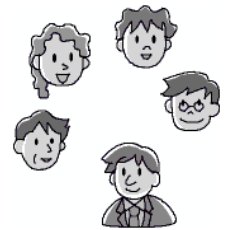
「教育は不当な支配に服することなく」は、戦前の教育における過度の国家的介入を反省し、公権力による教育内容への介入はできるだけ抑制的でなければならないとする憲法と教育基本法の根本原則です。これは、2006年の教育基本法「改正」においても、変更されていません。また、思想・良心の自由は、個人の内面的精神活動の自由を絶対的に保障する憲法に規定された権利です。

国旗国歌法には尊重義務の規定はありません。しかし、「指導要領」や「改正」教育基本法の「国を愛する心」の育成のために卒業式や入学式で「国旗」を掲揚し「国歌」を斉唱することは「当たり前」であるかのような議論が文部科学省や地方議会の中で行われています。

卒業式や入学式で「国歌斉唱 一同起立！」という司会の強制があっても、自らの思想や良心にしたがって「起立しない、歌わない」選択ができることは、基本的な人権です。

しかし昨年、維新の会による「君が代」強制条例が府議会で強行採決され、2月府議会提出の職員条例では不起立3回で免職と規定。また今卒業式では教育長の全教職員への通達・校長の職務命令で「不起立」を理由として「処分」が強行されました。

保護者のみなさん。学校は、良心に基づく「不起立」によって、子どもや保護者が不利益を受けないことをご存じですか。「国歌斉唱」への参加・不参加を自発的に決められる環境を子どもたちに保障していますか。ぜひ、子どもたちと話してみてください。また、学校に質問してみてください。



### 東豊中高校事件大阪高裁判決（2009.9.9確定）

「君が代という国歌が担ってきた戦前からの歴史的役割に対する認識や歌詞の内容から、君が代に対し負のイデオロギーないし抵抗感を持つ者が、その斉唱を強制されることを思想信条の自由に対する侵害であると考えることは一理ある。とりわけ、『唱う』という行為は、個々人にとって情感を伴わざるをえない積極的身体的行為であるから、これを強要されることは、内心の自由に対する侵害となる危険性が高い。したがって、君が代を斉唱しない自由を尊重されるべきである。」